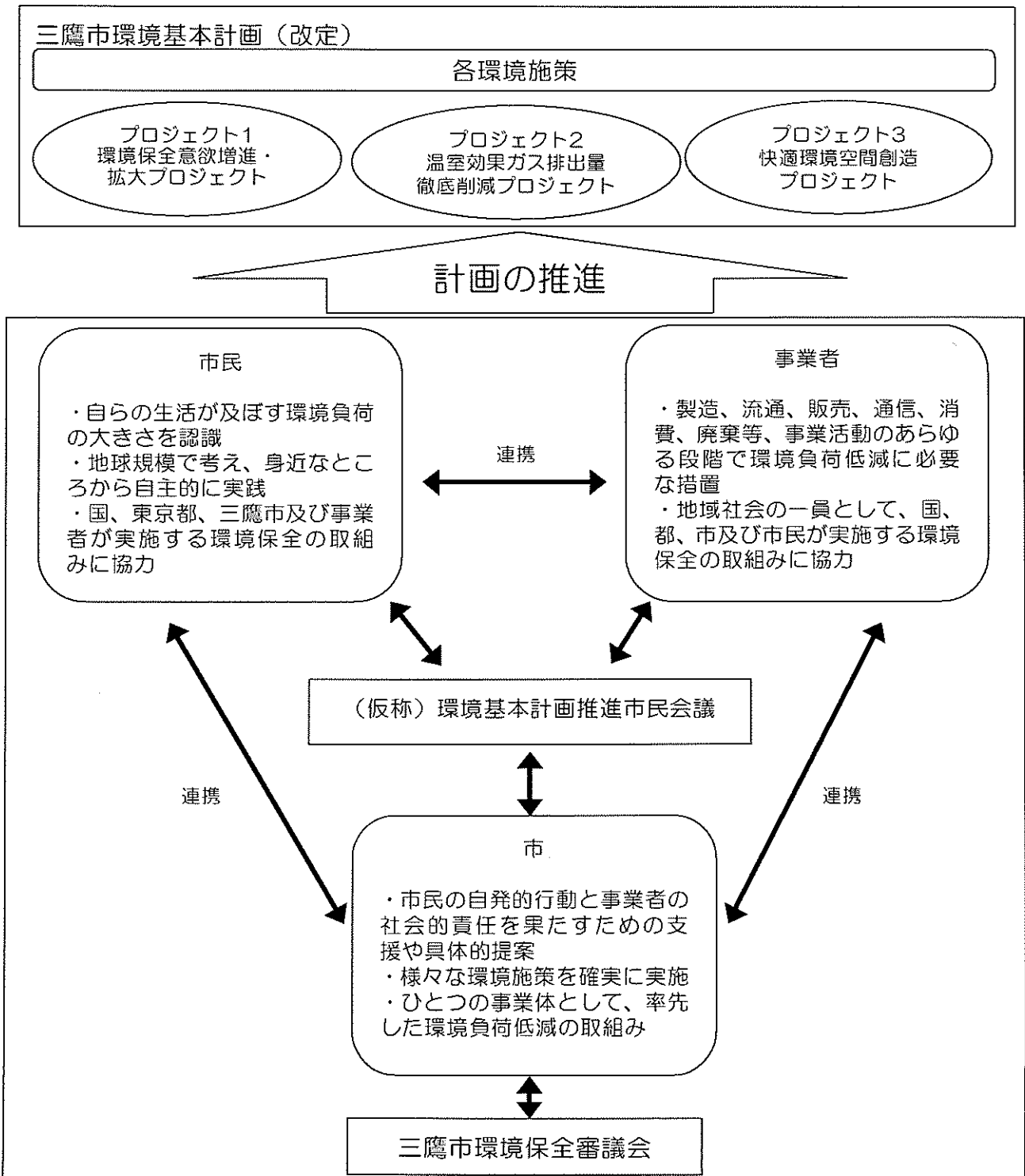


第7章 計画の推進に向けて

7-1 各主体の役割と推進イメージ

この計画は、市民・事業者・市の三者の協働により推進していくものとします。
以下に、本計画における各主体の役割と推進のイメージ図について示します。

■「循環・共生・協働のまち みたか」を目指すための三者協働の推進イメージ



7-2 計画の進行管理の考え方と方法

(1) 計画の進行管理の考え方と方法

計画の実効性を確保するため、計画策定から具体的な行動の実施・運用、点検・評価、改善までの一連の流れを、Plan（計画）→ Do（実施）→ Check（点検）→ Act（見直し）による環境マネジメントシステムの考え方によって進行管理します。

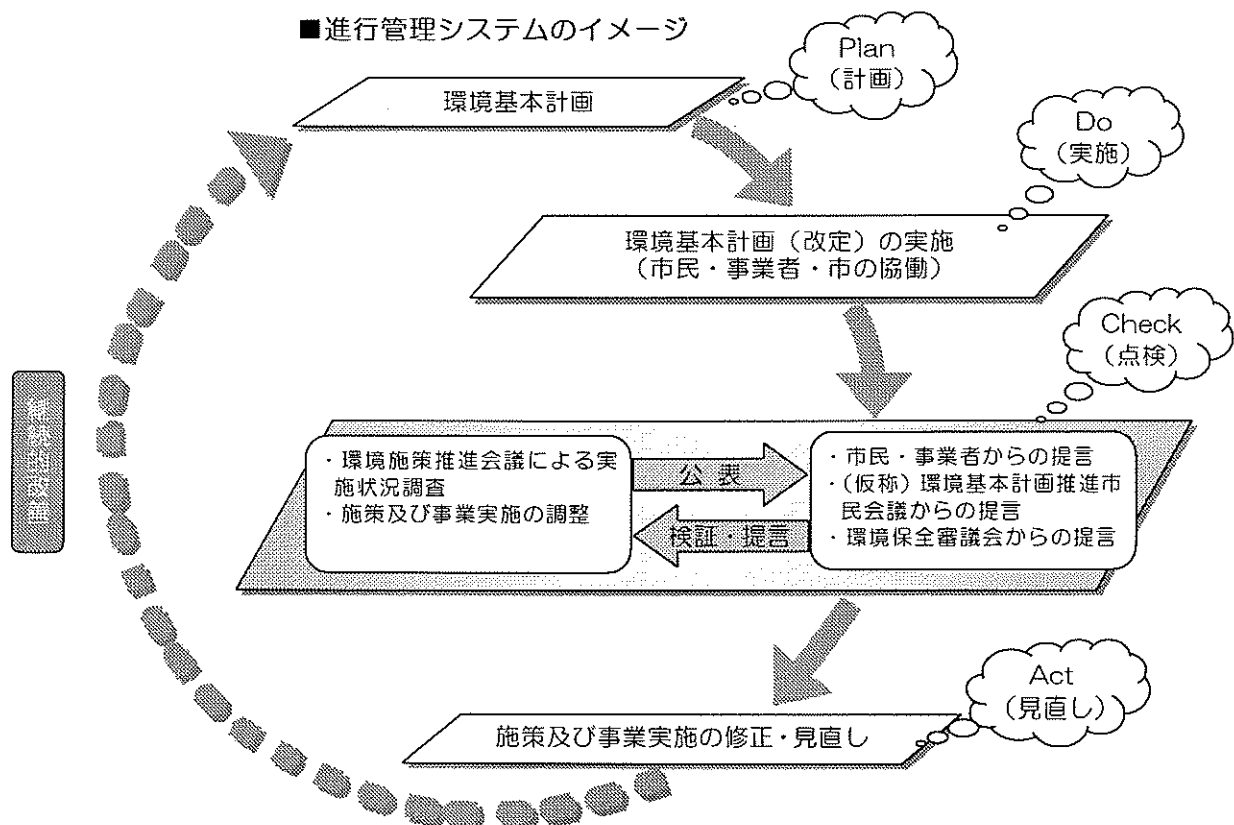
具体的には、庁内の横断的な組織である「環境施策推進会議」によって、施策の進捗状況や目標達成状況を毎年度把握・調査して報告書としてとりまとめます。これらの調査結果は、「環境保全審議会」「（仮称）環境基本計画推進市民会議」へ報告するとともに、広報・インターネットなどを通じて市民等へ公表し、検証していきます。これに意見・提言をいただき、継続的改善を図っていくものとします。

■（仮称）環境基本計画推進市民会議

環境保全のための取組みの実行主体である市民・事業者・市からなる組織で、計画推進に必要な環境情報の収集・提供・交換や各主体との協働による取組みなどを行います。より、詳細な取組み内容や構成については、今後決定していきます。

(2) 改定計画における進行管理の留意点

改定計画における4年間の進行管理においては、基本施策及びそれぞれの数値目標についてチェックしていくことはもちろんですが、特に3大プロジェクトについて、市民・事業者・市の協働による取組みが十分に実施されているかどうかについて、進捗状況を市民等とともに管理していくものとします。



7-3 計画の推進で留意すべき事項

計画の推進に当たっては、様々な観点から評価や調整を行っていく必要があります。

以下に、計画の推進にあたって留意すべき事項について示し、改定計画4年間の進行管理においての基本的なチェック項目としていきます。

(1) 各種計画や事業との調整

この計画に掲げた取組みを推進するには、三鷹市の関連計画や事業などと整合・調整を図った上で実施していくことが必要となります。

計画の進行管理に当たり、各種計画や事業のスケジュールや実施状況を把握し、相互の調整を図りながら、取組みの実効性を確保していきます。

(2) 経済面の適切な活用・運用

計画を推進する上での費用負担のあり方や経済効果等の経済的課題の検討を行い、必要に応じて適切な財政措置等を行っていきます。

(3) 必要となる制度・要綱等の整備

計画の推進に必要な制度や要綱、指針などを整備します。

(4) 市民・事業者・市が共有すべき環境情報の収集・提供・交換

この計画に掲げた取組みを三者協働により推進するに当たり、必要となる環境情報等について、収集・提供・交換を行います。

(5) 協働の場の活用

「(仮称)環境基本計画推進市民会議」や、各住民協議会などと協働で取組みを推進するための場を設けます。

(6) 実践意欲の高揚

計画の推進のみならず、環境保全の推進には各主体の率先的な行動が必要です。環境保全行動を実践する市民や事業者に対する顕彰制度や三鷹市の率先的な行動などにより、環境保全行動の実践意欲を盛り上げていきます。

(7) 他市町村との連携、国・東京都への要請

三鷹市だけで解決することのできない対応については、国・東京都への要請、協議及び関係する市町村や機関とは連携した取組みを行っていきます。

また、三鷹市やその周辺における環境問題に対して行動すべき対応について、各機関への提案や情報提供を行います。